

7月 自治協力委員会



令和8年7月1(水) 午前10時
藤枝市役所西館5階 大会議室

1 市長あいさつ

2 議題

依頼	資料	令和9年度 見守り防犯カメラ設置要望書の提出	配布対象	参考書類
	1	提出期限：9月4日（金） 交通安全・地域安全課 ☎631-5553	自治会長 町内会長	運営の手引き P.27

来年度に見守り防犯カメラの設置を検討している自治会・町内会は見守り防犯カメラ設置要望書の提出をお願いします。

依頼	資料	令和9年度 コミュニティ(宝くじ)助成事業の募集	配布対象	参考書類
	2	提出期限：9月4日（金） 協働政策課 ☎643-3189 地域防災課 ☎643-2110、生涯学習課 ☎643-3047	自治会長 町内会長	運営の手引き P.27

(一財)自治総合センターでは、コミュニティ活動の推進等を図るため、事業費の助成をします。来年度に申請する場合は7月24日(金)までに事前に担当課へご相談ください。

依頼	資料	令和9年度 地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書の提出	配布対象	参考書類
	3	提出期限：9月4日（金） 協働政策課 ☎643-3189、地域包括ケア推進課 ☎643-3225	自治会長 町内会長	運営の手引き P.29

来年度に地区集会所に関する工事等を計画している場合は、地区集会所設置等計画書の提出をお願いします。

依頼	資料	地区集会所 新築・改築・ 耐震補強工事等計画書（今後10年間）の提出	配布対象	参考書類
	4	提出期限：9月4日（金） 協働政策課 ☎643-3189	自治会長 町内会長	なし

集会所の整備計画を把握するため、今後10年間で集会所の新築・改築・耐震補強工事等を計画している場合は計画書の提出をお願いします。

情報提供	資料	新たな防災気象情報	配布対象	参考書類
	5	大規模災害対策課 ☎643-3119	自治会長 町内会長	なし

5月29日から運用が始まった新たな防災気象情報についてお知らせします。

情報提供	資料	簡易止水板無償貸出し	配布対象	参考書類
	6	水防対策室 ☎643-3155	自治会長 町内会長	なし

簡易止水板の無償貸出しを行います。

情報提供	資料	令和9年度 自主防災会補助金（資機材整備事業）の要望調査	配布対象	参考書類
	7	地域防災課 ☎643-2110	自治会長	なし

各自主防災会における来年度の補助金要望の調査を各自主防災会長に依頼しますので、御承知おきください。

情報提供	資料	令和8年 藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典の開催	配布対象	参考書類
	8	福祉政策課 ☎643-3148	自治会長 町内会長	なし

藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典を8月15日（土）に開催しますので、御都合がつかましたら式典に御出席いただけますようお願いいたします。

情報提供	資料	夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施	配布対象	参考書類
	9	地域交通課 ☎631-4169	自治会長 町内会長	なし

国庫補助金を活用した夜間バス停型乗合タクシーの実証運行を実施します。

情報提供	資料	クリーンセンター志太の試運転開始	配布対象	参考書類
	10	生活環境課 ☎643-3681	自治会長 町内会長	なし

新施設の処理性能等を試運転により確認するため、9月から全ての地域のごみを「クリーンセンター志太」で処理します。

配布物	特別展	「日本のおもちゃ大博覧会」ポスター	配布対象	参考書類
		文化財課 ☎645-1100	自治会長 町内会長	広報6月号

次回、自治協力委員会

8月6日（木）午後3時～
藤枝市役所 西館5階 大会議室

配布資料を市ホームページに掲載しています。
キーワード検索は、Q 藤枝市 自治協力委員会



藤交地第 21 号

令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

交通安全・地域安全課長

令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書の提出について（依頼）

来年度予算編成のため、令和 9 年度において防犯カメラの設置を検討している自治会・町内会は、下記のとおり別紙「令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」を御提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 提出書類 「令和 9 年度 見守り防犯カメラ設置要望書」（別紙）
※毎年度 1 団体あたり 2 台が限度となります。
- 2 提出方法 直接窓口、各地区交流センター、F A X またはメールにて御提出ください。
- 3 提出期限 9 月 4 日（金）【自治協力委員会開催日】
- 4 その他
 - ・この要望書は来年度予算要求のための資料であり、実際に補助金の交付を決定するものではありません。
 - ・詳細は裏面「見守り防犯カメラ設置費補助金の概要」をご覧ください。
 - ・不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

交通安全・地域安全課（市役所 4 館東階）

Tel : 054-631-5553

Fax : 054-643-3327

見守り防犯カメラ設置費補助金の概要

地域の自主的な防犯活動を支援するため、見守り防犯カメラを設置する自治会、町内会に対して設置費の一部を補助します。

補助対象者

市内の自治会・町内会

補助金額

- ・補助の対象経費の10分の9以内、上限額30万円（1台あたり）
- ・毎年度1団体あたり2台まで

防犯カメラの規格

犯罪の防止を目的として、公共空間 ※1に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラで、下記の画像記録機能を有するものとなります。

区分	仕様
有効画素数	200万画素以上
録画時間	24時間録画し、画像データを2週間以上保存できるものであること。
フレームレート	4フレーム/秒以上
記録媒体	光ディスクその他これに準ずる方法により、確実に記録しておくことができる機能を有するものであること

※1 道路、公園、広場、地下道など、国又は地方公共団体が管理する不特定多数の者が自由に通行又は利用できる空間。

（ゴミ出しのマナー違反者や犬の糞の不始末者を監視する等の目的のためには利用できません）

補助対象経費

見守り防犯カメラの設置事業に要する経費のうち下記の経費となります。

- ・見守り防犯カメラの購入及び設置に要する経費
- ・見守り防犯カメラを設置している旨を示す看板の製作及びその設置に要する経費

※監視モニターや機器の保守費用、修理費用、電気料金等の維持管理費は補助対象外です。

管理・運用について

- （1）見守り防犯カメラの設置にあたっては、『藤枝市見守り防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン』を遵守し、プライバシー保護に配慮し適切な管理・運用を行っていただきます。詳しくは市HPをご確認ください。
- （2）設置し、撤去するまでの間は、見守り防犯カメラを適切に維持管理していただきます。設置後は年に一度、防犯カメラの設置状況や活用状況を記載した「管理状況報告書」を提出していただきます。
- （3）設置後6年間は継続して運用していただきます。

令和9年度 見守り防犯カメラ設置要望書

自治会 又は 町内会名

自治会長 又は 町内会長名

1 要望数 _____ 台

※毎年度1団体あたり2台が限度となります。

2 要望場所

要望数	設置希望場所	※ ¹ 通学路該当
記入例	藤枝市〇〇1丁目2番地3号 地先	○
1台目		
2台目		

※¹ 撮影範囲に小学生または中学生の通学路が入る場合は○を記入してください。

3 要望理由

要望数	要望理由
記入例	周辺に街灯が少なく、過去に不審車両が停車していたことがあったため。
1台目	
2台目	

※要望がある場合には、令和8年9月4日（金） 自治協力委員会までにご提出ください。

提出期限：令和8年9月4日（金）

提出先：藤枝市交通安全・地域安全課（東館4階）

電話：054-631-5553（直通）

E-mail：kotsuanzen@city.fujieda.lg.jp

藤 協 第 64 号
令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長
地域防災課長
生涯学習課長**令和 9 年度 コミュニティ(宝くじ)助成事業の募集について (依頼)**

(一財)自治総合センターでは、地域や組織の実施するコミュニティ活動の推進や健全な発展を図るため、宝くじを財源とした助成を行っています。この助成を受けようとする場合には、事業実施の前年度(令和 8 年度)に市から県を経由して申請を行う必要があります。

つきましては、申請を検討される自治会・町内会・自主防災会等は、下記担当課へご相談いただき、別紙『令和 9 年度コミュニティ助成事業申請書』を下記のとおりご提出ください。

なお、この事業は(一財)自治総合センターで厳正に審査されるため、必ず採択になるとは限りません。

記

- | | | |
|----------|--------------------|-------------|
| 1 助成対象事業 | (1) 一般コミュニティ助成事業 | (担当課：協働政策課) |
| | (2) コミュニティセンター助成事業 | (担当課：協働政策課) |
| | (3) 地域防災組織育成助成事業 | (担当課：地域防災課) |
| | (4) 青少年健全育成助成事業 | (担当課：生涯学習課) |

※詳細は別紙「参考令和 8 年度 一般コミュニティ助成事業＜概要＞」
をご覧ください

- | | |
|-------------------|---|
| 2 提出書類
(共 通) | (1) 令和 9 年度コミュニティ助成事業申請書(別紙) |
| | (2) 組織の会則・規約 |
| | (3) 組織の令和 8 年度事業計画書・令和 8 年度収支予算書 |
| | (4) 助成対象の見積書・カタログ・図面・その他参考資料
(A 4 カラー 3 部) |

※見積書・カタログ・図面を含む全ての提出書類は A 4 たて
サイズでの提出をお願いします。

(裏面に続く)

3 提出期限 9月4日（金）まで ※期限厳守（締切後は受付できません）

申請希望の自治会・町内会・自主防災会は、事前（申請書類提出前）に担当課へご相談ください。

【相談期限】 7月24日（金）

※説明用資料の準備等がありますので、事前に担当課へ連絡してから、ご相談へお越してください。

4 連絡・提出先

- （1）一般コミュニティ助成事業については…協働政策課（市役所東館4階）
TEL：643-3189（直通）
- （2）コミュニティセンター助成事業については…協働政策課（市役所東館4階）
TEL：643-3189（直通）
- （3）地域防災組織育成助成事業については…地域防災課（市役所東館2階）
TEL：643-2110（直通）
- （4）青少年健全育成助成事業については…生涯学習課（生涯学習センター）
TEL：643-3047（直通）

5 注意事項

- （1）令和9年度に事業を行う際、増額変更は一切認められませんので、業者からの見積金額は、確実な見積額としてください。
- （2）事業（施設・設備・備品等）には宝くじの普及事業であるマークのカラー表示が必須です。プレート作製等の費用も業者の見積りに含めてください。（デザインにはマニュアルがあります）
- （3）令和9年度の要綱が改定される可能性があり、申請した物が対象にならない場合もありますので、ご承知おきください。

注意！ 採択後、原則、変更はできません。事業内容は、（物品の設置場所や収納スペース等）十分協議したうえで、変更が生じないよう申請してください。

【問い合わせ先】

協働政策課 TEL：643-3189（直通）
MAIL:kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp
地域防災課 TEL：643-2110（直通）
MAIL:bosai@city.fujieda.lg.jp
生涯学習課 TEL：643-3047（直通）
MAIL:rouju@city.fujieda.lg.jp

参 考 令和8年度一般コミュニティ助成事業＜概要＞

※事業実施主体1団体あたり1つの助成事業しか申請できません。

1 一般コミュニティ助成事業（担当：協働政策課）

助成金額：100万～250万円（10万単位で10/10以内の助成）

対象事業：コミュニティ活動の活性化につながるコミュニティ活動に直接必要な設備等（基礎工事の伴う建築物等は除く）

事業例：お祭り用品の整備（太鼓、獅子頭、神楽(宗教性のないもの)等）
集会施設の備品整備（机、イス、コピー機、プロジェクター等）
イベント用品の整備（テント、ポータブルアンプ等）

対象外：既存施設・中古品の購入、消耗品、モニュメント、石碑等

2 コミュニティセンター助成事業（担当：協働政策課）

助成金額：総事業費の5分の3以内

2,000万円を上限（10万円単位）県内の採択はおおむね3件

助成内容：コミュニティ活動に必要な自治会集会所等の集会施設の建設、大規模修繕経費

対象経費：建築主体、電気・機械設備、仮設費等

対象外：土地の取得、既存施設購入・増築、既存施設の撤去や外構に要する経費

※コミュニティ組織が登記できる法人格・認可地縁団体であることが必要。認可を申請中の場合は対象となりません。

3 地域防災組織育成助成事業(ア.自主防災組織育成助成事業)（担当：地域防災課）

助成金額：30万～200万円（10万単位で10/10以内の助成）

助成内容：自主防災会が地域の防災活動に直接必要な設備等の整備（建築物、消耗品は除く）

事業例：可搬ポンプ・テント・発電機等

対象外：使用期限が決まっている備蓄品（食料品等）、数回の利用で消費される備蓄品、消火器（訓練用消火器を除く）、車両に搭載する目的の備品（無線機等）

4 青少年健全育成助成事業（担当：生涯学習課）

助成金額：30万～100万円（10万単位で10/10以内の助成）

助成内容：青少年の健全育成に必要な活動や事業等で主として親子で参加するソフト事業

対象外：参加者・スタッフ・実行委員に関する経費、ソフト事業における事業実施主体の経常的経費、消耗品、食糧費

共通事項（上記１～４の事業）

対 象 外：◎土地の整備（取得、造成を含む）

◎既存施設・中古品の購入

◎既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用

（ただし、修繕については、一般コミュニティ助成事業の祭り用品及び、コミュニティセンター助成事業における大規模修繕は助成対象）

◎車両（乗用式のトラクター・草刈り機等も含む）

◎ソフト事業における実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費

- 施設・設備（備品）等全てに「表示に関するデザインマニュアル」に定める表示を行うことが必須です。

※デザインの規定については
（一財）自治総合センターの
ホームページで確認できます。



*** 令和８年度コミュニティ助成事業（藤枝市）採択決定一覧 ***

○一般コミュニティ助成事業

事業実施主体	事業内容
高柳大淵町内会	町内会館における複合機等の備品整備

※コミュニティセンター助成事業、地域防災組織育成助成事業及び青少年健全育成助成事業については、採択なし

令和9年度 コミュニティ助成事業 申請書

令和 年 月 日

藤枝市長 様（協働政策課 ・ 地域防災課 ・ 生涯学習課）
（担当課に○をつけてください）

事業実施主体名（ ）

※助成申請事業に○をつけてください

	一般コミュニティ助成事業
	コミュニティセンター助成事業
	地域防災組織育成助成事業 ア. 自主防災組織育成
	青少年健全育成助成事業

別記のとおり標記に関する事業を行いたいのので、助成されるよう申請します。

（１） 事業実施主体

1. 自治会名	
2. 町内会名 (自主防災会名)	
3. 代表者名	
4. 代表者 連絡先	TEL (— —) ※TEL は昼間連絡のとれる番号を記載
別に担当者がいる場合… 担当者名 () TEL ()	
5. 結成年月日 (自治総合センターへの申請に必要なため)	昭和・平成・令和 年 月 日

(2) 事業費 (_____ 円)

(3) 助成申請事業の趣旨・目的（助成を必要とする理由）

(4) 助成申請事業の内容

① 実施期間：令和9年 月 日開始 ～ 令和 年 月 日完了

② 実施場所（設置・保管場所・ソフト事業の場合はイベント等実施場所）

(_____)

住所 (静岡県藤枝市 _____)

※備品・設備の場合の設置場所の土地または建物の所有者

(_____)

③ 実施内容

・ 規模

・ 構造

・ 面積

・ 数量

- ・ 行事の内容
- ・ 行事の運営・執行など
- ・ 行事の資金
- ・ 申請する助成事業の過去の申請実績

(5) 助成申請事業の期待できる効果

＜添付書類＞

1. 組織の会則・規約
2. 組織の令和8年度事業計画書・令和8年度収支予算書
3. 助成対象の見積書・カタログ・図面・その他参考資料（A4カラーで打ち出したものを3部提出）

※提出書類はA4たてサイズでの提出をお願いします（見積書、カタログ、図面を含む全ての書類）

◎提出期限 9月4日（金）まで

※期限厳守（締切後は受付できません）

◎連絡・提出先

- | | | |
|---|----------------|--------------------------------------|
| 1 | 一般コミュニティ助成事業 | …協働政策課（市役所東館4階）
TEL 643-3189（直通） |
| 2 | コミュニティセンター助成事業 | …協働政策課（市役所東館4階）
TEL 643-3189（直通） |
| 3 | 地域防災組織育成助成事業 | …地域防災課（市役所東館2階）
TEL 643-2110（直通） |
| 4 | 青少年健全育成助成事業 | …生涯学習課（生涯学習センター）
TEL 643-3047（直通） |

※申請希望の自治会・町内会・自主防災会は、事前（申請書類提出前）に
上記担当課へご相談ください。【相談期限】7月24日（金）



藤 協 第 68 号

令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長
地域包括ケア推進課長

令和 9 年度 地区集会所新築・耐震補強・修繕等計画書の提出について（依頼）

このことについて、令和 9 年度に地区集会所に関する工事等を計画している場合は、別紙『地区集会所設置等計画書』の提出をお願いします。

記

1 対象事業と担当課

対象事業	担当課
(1) 集会所の新築・改築又は購入	協働政策課
(2) 集会所の増築・修繕	
(3) 老人憩いの家（単独）の増築・修繕	
(4) 集会所の耐震補強の経費 （耐震補強計画の策定、耐震補強工事）	
(5) 集会所の防災対策工事 （ガラス飛散防止工事、非常用電源切替工事）	
(6) 老人憩いの家の備品購入	地域包括ケア推進課

2 提出書類 (1) 令和 9 年度 地区集会所設置等計画書（裏面）

(2) 計画に対する図面・見積書・カタログ等

3 提出期限 9 月 4 日（金）までに担当課へ（9 月自治協力委員会 開催日）

4 注意事項

(1) 令和 9 年度に事業を行う際、物価高騰等の影響により見積額が増額になった場合も増額変更はできませんのでご留意ください。

(2) 補助金は千円未満切り捨てとなります。

(3) 見積書等もデータ化が可能であれば、メールでの提出でも構いません。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館 4 階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

地域包括ケア推進課（市役所西館 1 階）

Tel : 054-643-3225

Fax : 054-643-3506

Mail : chiikicare@city.fujieda.lg.jp

令和 9 年度 地区集会所設置等計画書

令和8年 月 日

自治会	
町内会名	
会長名	
集会所の名称	
施設の概要	構造： 面積： 建築年度：
事業種別 （該当に○）	新築 ・ 改築 ・ 購入 ・ 増築 ・ 修繕 ・ 耐震補強（計画・工事） 地域防災拠点施設の防災対策（電源切替工事・がら飛散防止工事） 老人憩いの家備品購入
事業内容	
予定工期	令和9年 月から令和 年 月まで
概算事業費	円（業者見積の <u>税込み金額</u> ）
資金計画	・積立金等 円 ・借入金等 円 ・市補助金 円 （市補助金は「1,000円未満切捨」で記入） ・その他（.....） 円 合　　計 円
併設施設	・老人憩いの家 ・その他の施設 { }

※ 添付書類・・・計画に関する図面・見積書・カタログ等

○提出期限 9月4日（金）までに担当課へ（9月自治協力委員会 開催日）

○提出先 老人憩いの家の備品以外について…協働政策課（市役所 東館 4 階）
老人憩いの家の備品について …地域包括ケア推進課（市役所 西館 1 階）

集会所に関わる補助金制度の概要

<集会所設置費補助金>

<担当：協働政策課 643-3189>

	補助の対象	補助の金額
1	新築・改築又は購入	◆対象経費の3分の1以内 ◆限度額：下記①、②のいずれか多い額 ①800万円 ②世帯数×1万円+600万円 ※老人憩いの家を併設した場合は、以下の金額を上乗せ 世帯数×1千円+200万円、または、 実際に要した額の、いずれか少ない額
2	集会所 増築又は修繕	◆対象経費の3分の1以内 ◆限度額： ①「集会所設置費補助金」と「地域防災拠点施設整備事業補助金」の3年間の合計が100万円まで ②老人憩いの家を併設している場合は、200万円まで
3	老人憩いの家 (単独) 増築・修繕	◆対象経費の2分の1以内 ◆限度額：補助金額の合計が3年間で100万円
4	耐震補強の工事	
	①耐震補強計画策定費	◆対象経費の3分の2以内 ◆限度額： <木造>20万円 <鉄骨>120万円
	②耐震補強工事	◆対象経費の3分の1以内 ◆限度額：300万円
※計画策定費及び補強工事については、昭和56年5月31日以前に建築された集会所及び同日において工事中であった集会所のうち、耐震診断の結果に基づき、耐震補強計画を策定する場合及びその耐震補強計画に基づき耐震補強工事を行う場合の経費となります。耐震診断費用への補助金については、建築住宅課（東館2階）への事前相談が必要です。		

※照明器具のLED化について

上記表2及び3の修繕メニューの活用が可能です。

令和9年末までに蛍光灯の製造・輸出入が終了します。規制開始後も蛍光灯の継続使用・在庫の売買は可能ですが、計画的にLED照明への切り替えをお願いいたします。

<地域防災拠点施設整備事業補助金> <担当：協働政策課 643-3189>

	補助の対象	補助の金額
5	集会所の 防災対策工事の経費	◆対象施設： 災害時に自主防災会組織本部を設営する地区集会所のうち、下記①または② ①昭和56年6月1日以降に建築されたもの ②昭和56年5月31日以前に建築されたもののうち、耐震補強工事を実施済みのもの ◆対象工事： ガラス飛散防止工事 非常用電源切替工事 ◆対象経費の2分の1以内 ◆限度額： ①「集会所設置費補助金」と「地域防災拠点施設整備事業補助金」の3年間の合計が100万円 ②老人憩いの家を併設している場合は、200万円
👉 非常用電源切替工事とは？・・・ 停電や災害時の非常時用電源として、集会所の天井照明などの接続機器へ、発電機から電力を供給できるようにする工事です。 発電機と集会所の配電を繋げる装置の他にも、太陽電池や夜間電力を利用し、平常時に電気を蓄えておき、停電時に、その電気を使う蓄電システムもあります。 (この蓄電システムも補助対象になります。)		

<老人憩いの家の備品>

<担当：地域包括ケア推進課 643-3225>

	補助の対象	補助の金額
6	老人憩いの家 備品購入の経費	◆対象経費の2分の1以内 ◆限度額 5年間の補助金の合計が50万円
※エアコン設置・取替については協働政策課までご相談ください		



藤 協 第 69 号
令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

協働政策課長

地区集会所新築・改築・耐震補強工事等計画書（今後 10 年間）の提出について（依頼）

令和 10 年度～令和 19 年度までの整備計画を把握するため、今後 10 年間に地区集会所を整備（新築・改築・購入・耐震補強計画策定・耐震補強工事）する計画のある自治会・町内会につきましては、別紙『今後 10 年間の地区集会所整備計画書』を下記のとおり提出してください。

記

1 補助の対象及び金額

補助の対象	補助の金額
新築・改築又は購入	対象経費の 3 分の 1 以内 (上限あり、老人憩いの家を併設した場合は加算あり)
耐震補強計画策定費	対象経費の 3 分の 2 以内 ・木 造：限度額 2 0 万円 ・鉄骨造等：限度額 1 2 0 万円
耐震補強工事	対象経費の 3 分の 1 以内：限度額 3 0 0 万円

※詳しくは 4 月に配布しました『自治会・町内会運営の手引き』（藤色の表紙の冊子 29～30 ページ）をご覧ください。

2 提出書類 今後 10 年間（令和 10 年度～令和 19 年度）の地区集会所整備計画書

3 提出期限 9 月 4 日(金)まで（9 月自治協力委員会 開催日）
※昨年度に提出された整備計画から変更がない、又は整備計画がない自治会・町内会は提出不要です。過去に提出した整備計画に変更があった場合は協働政策課までご連絡ください。

4 提出先 藤枝市役所 東館 4 階 協働政策課
※下記問い合わせ先のメールアドレスへメール送付でも構いません。

【問い合わせ先】

協働政策課（市役所東館 4 階）

Tel : 054-643-3189

Fax : 054-643-3327

Mail : kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp

今後 10 年間の地区集会所整備計画書

令和 8 年 月 日

自 治 会	
町 内 会 名	
集会所の名称	
整 備 内 容 (該当に○)	新 築 ・ 改 築 ・ 購 入 耐震補強計画策定 ・ 耐震補強工事
構 造	
概 算 事 業 費	円
整備予定年度	令和 年度
※耐震補強工事の場合、耐震補強計画策定年度 平成・令和 年度	

< 調 査 対 象 内 容 >

- (1) 調査対象期間：令和10年度～令和19年度（10年間）
- (2) 調査対象内容：新築・改築・購入・耐震補強計画策定・耐震補強工事
- (3) 概算事業費は現在の予定予算額（未定の場合は未定）を記入してください。

○提出期限・・・9月4日（金）まで（9月自治協力委員会 開催日）

※昨年度に提出された整備計画から変更がない又は計画のない自治会・町内会は提出不要
過去に提出した整備計画に変更があった場合は協働政策課までご連絡ください。

○提 出 先・・・協働政策課（市役所 東館4階）

※kyodo@city.fujieda.shizuoka.jp へメール送付でも構いません。



藤大対第108号
令和8年7月1日

自治会長・町内会長 各位

大規模災害対策課長兼水防対策室長

新たな防災気象情報について（情報提供）

令和8年5月29日（金）より新たな防災気象情報の運用が始まりました。

本市では市防災アプリ、LINE及びキックオフメールにて、気象庁の情報発表と同時に市民へ配信する体制をとっております。

記

- 新たな防災気象情報 情報名称がバラバラで、どの警戒レベルに相当するかわかりづらかった旧体系から、名称が揃い、5段階のレベルと色で統一され、分かり易くなりました。

	河川氾濫に関する情報		大雨に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	洪水予報河川、水位周知河川の外水氾濫	その他河川の外水氾濫、湛水型内水氾濫	内水氾濫		
発表単位	河川ごと	市町村ごと	市町村ごと	市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと
警戒レベル 5相当	氾濫発生情報	＝	大雨特別警報	大雨特別警報	高潮氾濫発生情報
警戒レベル 4相当	氾濫危険情報	＝	＝	土砂災害警戒情報	高潮特別警報、高潮警報
警戒レベル 3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（暴水害） 大雨注意報	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
警戒レベル 2	氾濫注意情報	洪水注意報	※ 警戒レベル相当情報としての位置づけなし	大雨注意報	高潮注意報

	河川氾濫に関する情報		大雨に関する情報	土砂災害に関する情報	高潮に関する情報
	洪水予報河川の外水氾濫		内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫		
発表単位	河川ごと		市町村ごと	市町村ごと	沿岸ごと又は市町村ごと
警戒レベル 5相当	レベル5氾濫特別警報		レベル5大雨特別警報	レベル5土砂災害特別警報	レベル5高潮特別警報
警戒レベル 4相当	レベル4氾濫危険警報		レベル4大雨危険警報	レベル4土砂災害危険警報	レベル4高潮危険警報
警戒レベル 3相当	レベル3氾濫警報		レベル3大雨警報	レベル3土砂災害警報	レベル3高潮警報
警戒レベル 2	レベル2氾濫注意報		レベル2大雨注意報	レベル2土砂災害注意報	レベル2高潮注意報

時間推移	レベル	市民がとるべき行動
災害発生	警戒レベル5相当	命の危険 直ちに安全確保！
2時間～0時間前	警戒レベル4相当	危険な場所から全員避難
数時間～3時間前	警戒レベル3相当	避難に時間を要する人は早めに避難、避難準備等
半日～数時間前	警戒レベル2相当	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミング等）
数日～1日前	警戒レベル1相当	災害への心構えを高める

- 2 市の情報提供体制 気象庁から発表される防災気象情報については発表と同時に市防災アプリ、LINE及びキックオフメールに配信するようシステム構築しております。雨により同報無線が聞き取りにくい場合もありますので、手元に情報が届く上記の手段をご活用ください。
- 3 指定緊急避難場所 台風等が予想される場合には、自主避難先として、指定緊急避難場所の開設を待たずに、各地区交流センター（指定緊急避難場所指定施設）等を事前に開放し、避難に備えております。
基本的な開設のタイミングは警戒レベル3相当の情報の発表時となりますが、夜間の連絡を避けて早めに開設する等、適宜最適なタイミングを計って実施します。
- 4 車両用避難場所 市内4か所に整備した車両用避難場所について、上記自主避難先の準備と並行して事前に開放します。利用者の地区制限はないため、お近くの車両用避難場所を利用していただき、満車であった場合は適宜、他の場所を選択してください。

避難場所一覧表 施設名	住所	駐車可能台数	トイレ	その他
蓮華寺池公園第1駐車場	藤枝市若王子	約200台	あり	第2駐車場(藤枝小前)は浸水が想定されるため駐車できません
葉梨地区交流センター	藤枝市上藪田 759	約50台	あり	
保健センター	藤枝市南駿河台 1-14-1	約140台	なし	
ABC 藤枝緑町店 立体駐車場	藤枝市緑町 1丁目 1-1	約100台	なし	1階は浸水の想定がありますので、2階以上をご利用ください。

○ 藤枝市防災アプリ 登録用 QR コード

Android



iOS 端末



【問い合わせ先】

大規模災害対策課・水防対策室
(市役所東館2階)

Tel : 054-643-3119、054-643-3155

Fax : 054-645-3050

Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp

藤水第14号
令和8年7月1日

自治会長・町内会長 各位

水防対策室長

簡易止水板の無償貸出について（情報提供）

台風や集中豪雨による住居等への浸水被害を未然に防ぐため、浸水リスクに対して積極的に取り組むモデル地区（6地区）を募集し、**簡易止水板を無償で貸出**します。

簡易止水板は土のうと比較して軽量で持ち運びやすく、誰でも簡単に設置できるのが特徴です。

記

1 募 集 対 象 自主防災会

2 募 集 地 区 市内6地区

3 地区決定方法 令和7年台風15号により、市内全域で床上・床下浸水、道路冠水したエリアを基に、浸水リスクが高い地区から順次貸出します。

4 設 置 箇 所 自主防災会独自で決定

5 貸 出 種 類 簡易止水板「フロードガード」10枚（幅：約700cm）
簡易止水板「プラバリア」10枚（幅：約480cm）

6 募 集 期 間 令和8年7月13日（月）～ 令和8年7月24日（金）

7 貸 出 期 間 令和8年8月3日（月）～ 令和8年12月4日（金）

①	令和8年 8月 3日（月）～ 令和8年 8月21日（金）
②	令和8年 8月24日（月）～ 令和8年 9月11日（金）
③	令和8年 9月14日（月）～ 令和8年10月 2日（金）
④	令和8年10月 5日（月）～ 令和8年10月23日（金）
⑤	令和8年10月26日（月）～ 令和8年11月13日（金）
⑥	令和8年11月16日（月）～ 令和8年12月 4日（金）

※無償貸出期間は、1クール3週間です。

8 そ の 他 案内通知は、自主防災会長あてに直接発送を予定しております。

【問い合わせ先】危機管理センター 水防対策室

Tel : 643-3155 Fax : 645-3050 Mail : saigai@city.fujieda.lg.jp





藤地防第56号
令和8年7月1日

自治会長 各位

地域防災課長

**令和9年度 自主防災会補助金（資機材整備事業）の
要望調査について（情報提供）**

令和9年度予算要求の参考資料とするため、各自主防災会における令和9年度の補助金（資機材整備事業）要望について調査いたします。

つきましては、別紙のとおり、各自主防災会長に対し、裏面の要望書を9月11日（金）までに地域防災課にご提出をいただくよう依頼いたしますので、御承知おきください。

【問い合わせ先】

地域防災課（市役所東館2階）

TEL：054-643-2110

FAX：054-645-3050

MAIL:bosai@city.fujieda.lg.jp

自主防災会長各位

藤枝市総務部
危機管理センター地域防災課長

令和9年度自主防災会補助金（資機材整備事業）の要望調査について（依頼）

日頃より、防災行政に対しまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では令和9年度予算要求の参考資料とするため、各自主防災会の補助金（資機材整備事業）要望を調査させていただきます。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、令和9年度に下記の防災事業を計画する自主防災会は、別添要望書によりご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 対象事業

◎自主防災会資機材整備事業

補助金額については、事業費の2分の1以内(補助金限度額:75万円)

○資機材

購入費、修繕費各々単価1万円以上を対象。ただし単価1万円以下でも同品の複数購入等で、合計1万円以上あれば対象。※対象の資機材については4月11日に配布した「補助金説明資料」**資料2**を参照のこと。

○倉庫（倉庫の新築、増築、改築、移転、修繕）

建築確認申請が必要な場合は、その費用も含めてください。

2. 提出物
- ・別紙「要望書」
 - ・見積書の写し（消費税込）
- ※倉庫については、カタログの写し（新築・増築・改築の場合）

3. 提出先
- 地域防災課（市役所東館2F）
- ※メール・FAX可

4. 提出期限
- 9月11日（金）**（期限厳守でお願いします。）

5. その他（確認事項）

①提出がない場合、令和9年度の資機材整備事業の補助金が受けられません。

また、提出が遅れた場合も、補助金が受けられませんのでご注意ください。

②対象となる事業計画がない場合は、要望書を提出する必要はありません。

③各自主防災会からの要望が多かった場合は、予算の範囲内で補助率を調整させていただきますので、あらかじめご承知おきください。

④要望書の提出にあたっては、自主防災会の負担金も発生するため、あらかじめ、会計担当者（自主防災会・町内会・自治会等）に予算が確保できるか確認をお願いします。

⑤物価高騰等により令和9年度の補助金交付申請時（※令和9年4月以降）に補助対象資機材または倉庫が値上がりしていた場合、値上がり分の金額については各自主防災会で負担していただきます。

⑥倉庫整備を実施する場合（既存倉庫の修繕・改築も含む）は、土地所有者の許可または承諾が必要となります。要望書提出前に必ず、土地所有者を確認のうえ、許可または承諾をいただくようお願いします。

※今回の要望の時点では、土地所有者の許可証・承諾書までは求めませんが、令和9年度の申請の際には必須となります。

⑦市が管理する土地（公園、広場等）に防災倉庫の新築、増築等を計画する場合は、担当課へ占用許可等についてご協議をいただきますようお願いいたします。

※市が管理する土地（公園・広場等）についてはスペースや防犯上の観点から、倉庫の新築・増築に限りがあります。

⑧防災倉庫の新築・増築・改築・移転の実施にあたっては、建築確認申請が必要となる場合がありますので、各自主防災会にて事前に確認をお願いします。

※建築確認申請が必要な場合、その費用も事業費に含めていただくようお願いします。補助金額については、建築確認申請費用を含んだ事業費の2分の1以内（上限75万円）です。

⑨今回提出していただく要望書の写しは大切に保管し、来年度の自主防災会長へ必ず引き継いでください。

⑩活性化補助金については、昨年度ご提出いただいた「令和8年度自主防災会役員名簿」に記載の世帯数を基に補助金額を決めさせていただきますので、今回の調査での報告は不要です。

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせ下さい。

※この要望調査は、あくまでも来年度の資機材整備事業の補助金予算を編成するための調査であり、補助金の交付を確約するものではありません。
正式な補助金額、申請の手続き等については、令和9年4月開催予定の自主防災会補助金事務等説明会にて説明いたします。

担 当 ： 総務部 危機管理センター
地域防災課

T E L ： 6 4 3 - 2 1 1 0

F A X ： 6 4 5 - 3 0 5 0

M A I L ： bosai@city.fujieda.lg.jp

(自治会長用参考資料) 自治会長は提出する必要はありません。

要 望 書

9月11日(金)までに地域防災課へ提出

藤枝市長 北村正平 様

令和9年度自主防災会補助金(資機材整備事業)要望について下記のとおり提出します。

自主防災会

会長名

TEL

(昼間に連絡の取れる電話番号を記入してください)

記

資機材 ・単価1万円以上 もしくは ・同品の複数購入で 合計1万円以上	購入	物品名	単価	数量	小計	合計
		参考資料				(消費税込) 円
	修繕	物品名	単価	数量	小計	合計
						(消費税込) 円

防災倉庫 ・建築確認申請が必要な場合は、その費用も含める	事業内容(該当箇所に○をつけてください)	建築確認申請の必要 (新築・増築・改築・移転の場合)
	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 修繕	有 ・ 無
	規模・規格・数量・修繕内容等	※該当箇所に○をつけてください
	設置予定場所	事業費 (消費税込)
	【土地所有者の許可(事前協議含む) 未 ・ 済】 →市管理の土地の場合(課)	円

※この要望書を提出する際は、必ず見積書の写し(消費税込)を添付してください。

※防災倉庫の新築・増築・改築を予定している場合は、購入予定の倉庫のカタログ(写し)も添付してください。

※防災倉庫の要望については、依頼文の5. その他(確認事項)の⑥、⑦、⑧を必ずご確認ください。



藤 福 第 93 号
令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

福祉政策課長

令和 8 年藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典の開催について（情報提供）

令和 8 年藤枝市戦没者追悼・平和祈念式典を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、御都合がございましたら式典に御出席いただけますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 8 月 1 5 日（土）午前 1 0 時～1 1 時
- 2 会 場 藤枝市民会館（藤枝市岡出山一丁目 1 1 - 1）
※駐車場に限りがあります。乗り合わせ、または、送迎での来場をお願いいたします。
駐車場は、市庁舎周辺（裏面参照）をご利用ください。
- 3 主 催 藤枝市
- 4 協 力 藤枝市遺族会
- 5 趣 旨 戦争による犠牲者を悼み、人類共通の願いである恒久平和を祈念すると共に、戦争の悲惨さと平和の尊さを市民に伝え、次世代に継承していくことを目的とする。
- 6 式 次 第 国歌、黙とう、式辞、追悼のことば、献花、献歌、遺族会女性部朗読、感想文朗読（広島市式典に参加した中学生）、遺族会謝辞、市歌
- 7 そ の 他 (1) 供物(料)等は御遠慮させていただきます。
(2) 服装については、華美とならないよう御配慮をお願いいたします。

【問い合わせ先】

担当：福祉政策課（市役所西館 1 階）

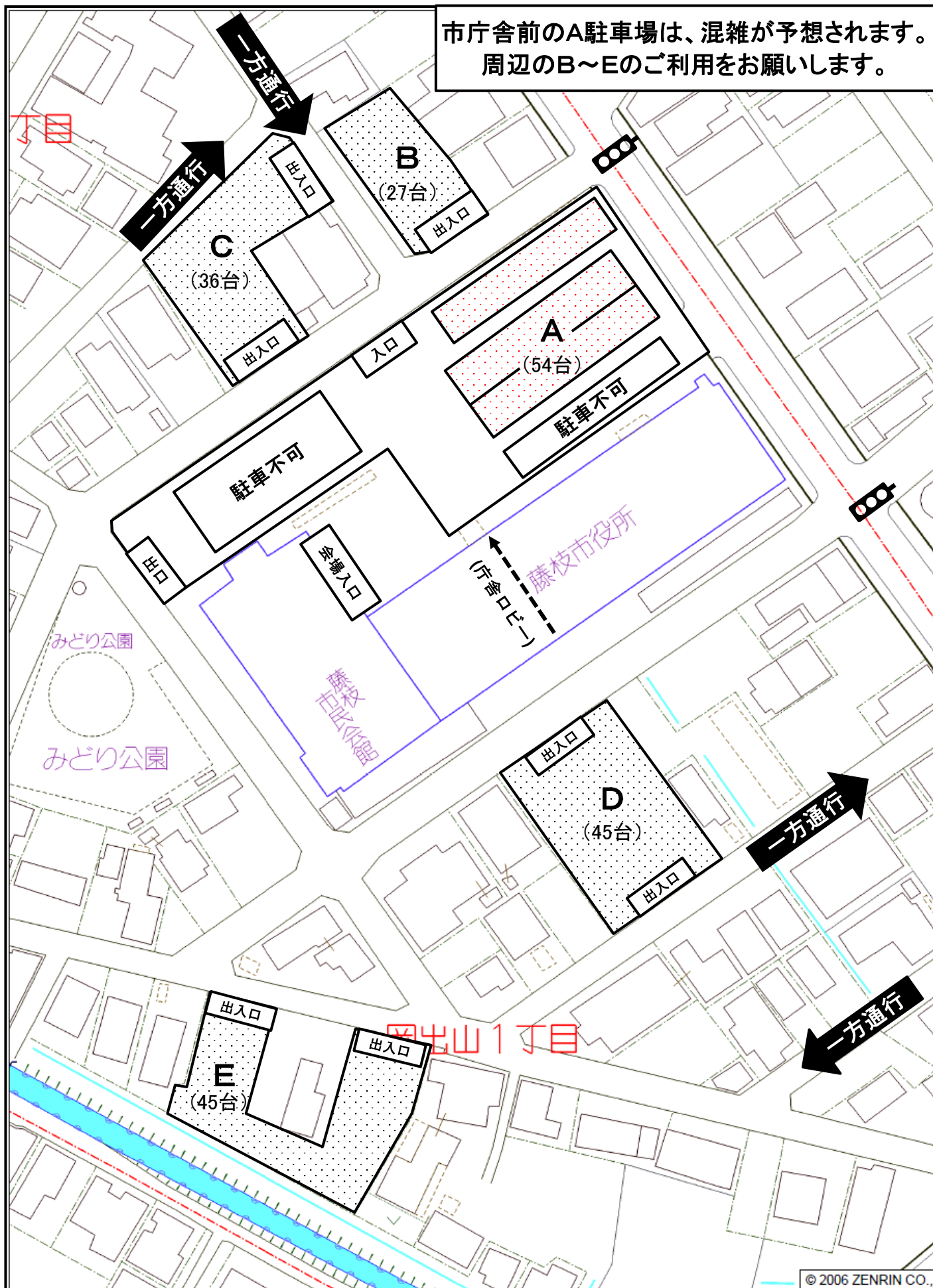
Tel : 054-643-3148

Fax : 054-644-2941

Mail : fukusi@city.fujieda.shizuoka.jp

駐車場案内図（戦没者追悼・平和祈念式典）

市庁舎前のA駐車場は、混雑が予想されます。
周辺のB～Eのご利用をお願いします。



藤 交 第 4 2 号
令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

地域交通課長

夜間バス停型乗合タクシーの実証運行の実施（情報提供）

このことについて、下記のとおり国庫補助金を活用した夜間バス停型乗合タクシーの実証運行を実施しますので情報提供いたします。また、7月から8月にかけて運行経路沿線の自治会・町内会の各世帯へ周知用チラシを配布する予定です。沿線の自治会・町内会の皆様におかれましては、世帯配布に御協力の程よろしくお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1 実証運行の目的 | 公共交通機関の運行が終了した夜間の時間帯において、タクシー不足により、駅前から各地区への移動手段に課題を抱える状態いわゆる「交通空白」が発生しているため、新たな交通手段の導入による「交通空白」の解消と経済活性化を図ると共に、効率的な輸送による事業採算性の確保について検証すること。 |
| 2 実証運行の内容 | 週末（金曜日～日曜日）の夜間 22 時台～24 時台に、藤枝駅から広幡方面又は光洋台方面へ移動する人を対象に、夜間バス停型乗合タクシーを運行する。藤枝市の乗合タクシーへ導入している配車予約システムを活用した完全予約制により運行する。 |
| 3 実証運行の期間 | 令和 8 年 8 月 28 日から令和 8 年 10 月 18 日まで（予定） |
| 4 運行経路・時刻・運賃 | (1)藤枝駅－広幡・岡部ルート…別紙 1（案）のとおり
(2)藤枝駅－光洋台ルート…別紙 2（案）のとおり |
| 5 今後のスケジュール | 7 月上旬～ 運行経路沿線の自治会・町内会等へチラシ配布
8 月下旬～ 実証運行の実施
10 月下旬～ 利用者アンケートの実施
～12 月下旬 実証運行の効果検証・継続性に係る協議 |

**【問い合わせ先】**

地域交通課（市役所東館 2 階）

Tel : 054-631-4169 Fax : 054-631-5585

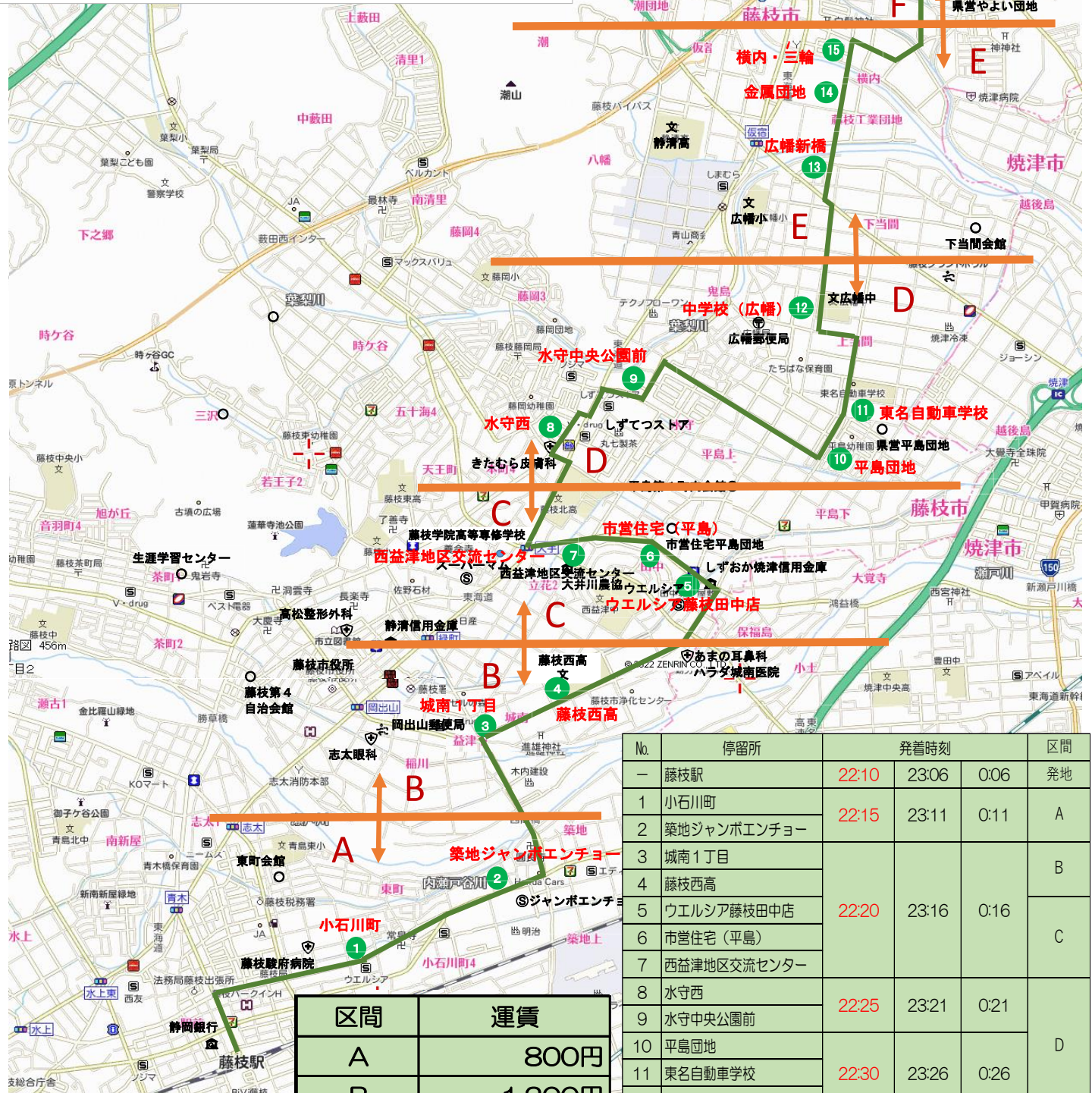
Mail : kotsu@city.fujieda.shizuoka.jp

藤枝市デマンドタクシー 夜間バス停型乗合タクシー実証運行 藤枝駅ー広幡・岡部ルート 運行経路図・時刻表・運賃表

(案)

資料No.9

【別紙1】



No.	停留所	発着時刻	区間
ー	藤枝駅	22:10 23:06	0:06 発地
1	小石川町	22:15 23:11	0:11 A
2	築地ジャンボエンチャー		
3	城南1丁目		B
4	藤枝西高		
5	ウエルシア藤枝田中店	22:20 23:16	0:16 C
6	市営住宅(平島)		
7	西益津地区交流センター		
8	水守西	22:25 23:21	0:21 D
9	水守中央公園前		
10	平島団地		
11	東名自動車学校	22:30 23:26	0:26 E
12	中学校(広幡)		
13	広幡新橋	22:35 23:31	0:31 F
14	金属団地		
15	横内・三輪		
16	内谷三輪公園	22:40 23:36	0:36 F
17	岡部営業所入口		
18	五智如来公園・岡部支所前		

区間	運賃
A	800円
B	1,200円
C	1,500円
D	1,800円
E	2,100円
F	2,400円

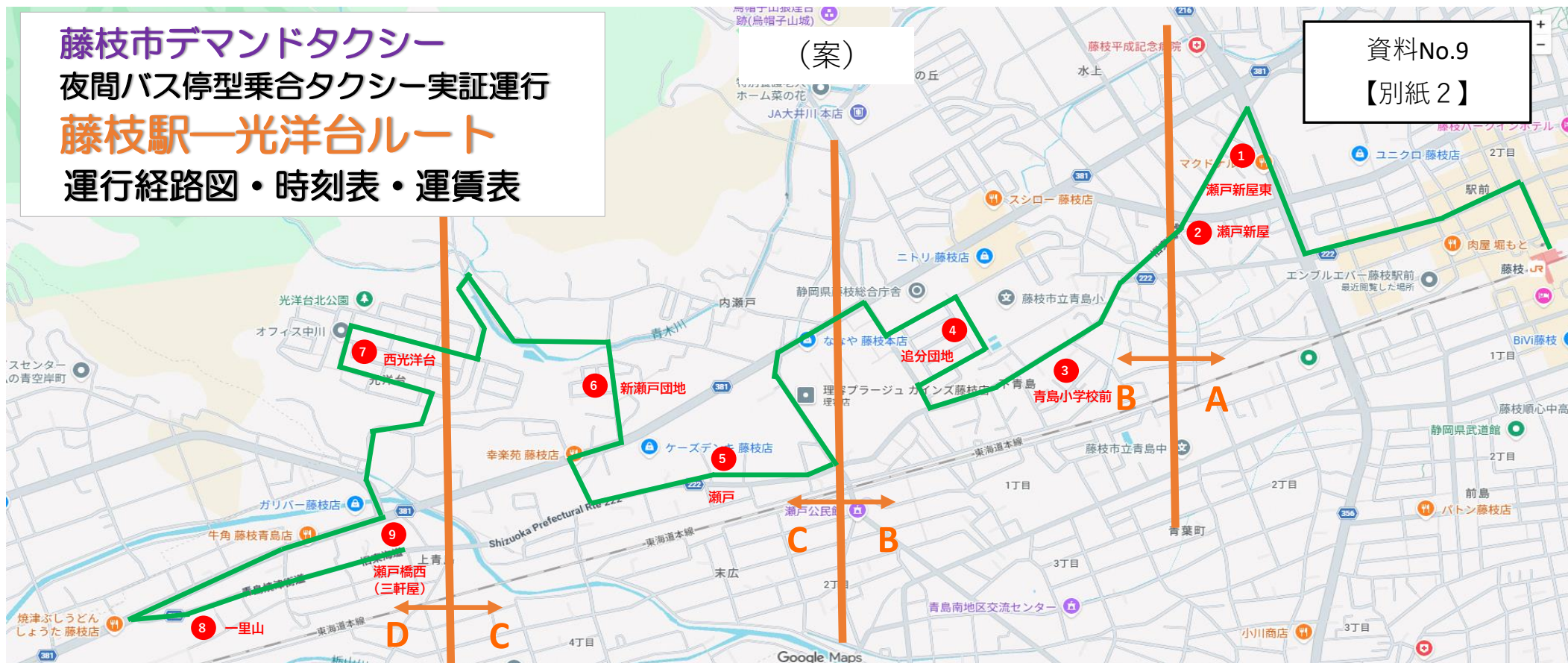
土/日のみ

藤枝市デマンドタクシー 夜間バス停型乗合タクシー実証運行 藤枝駅ー光洋台ルート 運行経路図・時刻表・運賃表

(案)

資料No.9

【別紙2】



区間	運賃
A	700円
B	1,000円
C	1,300円
D	1,600円

区間	No.	停留所	発着時間			
発地		藤枝駅	22:27	23:00	23:33	0:06
A	1	瀬戸新屋東	22:31	23:04	23:37	0:10
	2	瀬戸新屋				
B	3	青島小学校前	22:36	23:09	23:42	0:15
	4	追分団地				
C	5	瀬戸	22:42	23:15	23:48	0:21
	6	新瀬戸団地				
D	7	西光洋台	22:48	23:21	23:54	0:27
	8	一里山				
	9	瀬戸橋西(三軒屋)				



藤生環 第 72 号
令和 8 年 7 月 1 日

自治会長・町内会長 各位

生活環境課長

クリーンセンター志太の試験運転開始について（情報提供）

志太広域事務組合が仮宿・高田地区で整備を進めている新しいごみ処理施設「クリーンセンター志太」の供用開始に向け、建設工事が進んでいます。

新施設の処理性能等を試験運転により確認するため、9月から全ての地域のごみを「クリーンセンター志太」で処理します。

なお、9月1日以降は一般の方の持込み場所も併せて変更となります。高柳清掃工場及びリサイクルセンターへの搬入は出来ません。

記

- 1 概要** 搬入開始日：令和 8 年 9 月 1 日（火）
所在地：藤枝市仮宿 1 6 1 番地の 5
問合わせ先：054-644-5300（※ 8 月 3 日から電話運用開始）
搬入日：月～金曜日（祝日除く）
時間：午前 9 時～11 時・午後 1 時～4 時
◇一般の方の持込みは事前予約制になります。
予約は令和 8 年 8 月 3 日（月）から可能。
（予約に関する問い合わせ先：志太広域事務組合 054-644-7300※土日祝除く）

- 2 注意点** ◇持込みの際のごみの処分手数料が変わります。
・昨今の物価上昇を鑑みて、ごみの処分手数料を改定

現行		R8. 9. 1～
10 kg までにつき (※ 50 kg 以下は無料)		10 kg までにつき (※無料区分なし)
146 円	→	151 円

例) 10 kg × 151 円 / 10 kg → 150 円 (10 円未満切捨)

60 kg × 151 円 / 10 kg → 900 円 (10 円未満切捨)

(ごみ処分手数料に関する問い合わせ先：志太広域事務組合 054-637-9504※土日祝除く)

- 3 周 知
スケジュール
- 7月 1日 自治協力委員会
7月 5日 広報ふじえだ等による市民周知
市収集委託業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者
7月30日 高柳清掃工場対策委員会
7月～8月 環自協委員
8月 リサイクルセンター移転に伴う協議会（岡部南町内会）
- 4 その他
- 各地区の集積所へのごみ出しに関して変更点は特にありません。
今まで通りのごみの出し方で午前8時までに出すようお願いします。

【問い合わせ先】

生活環境課（市役所南館3階）

Tel : 054-643-3681

Fax : 054-631-9083

Mail : kankyo@city.fujieda.shizuoka.jp